

第 4 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成26年8月7日

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第4回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成26年8月7日（木曜日）

午前10時1分開議

午前11時37分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ①九州広域防災拠点構想の取組状況について
- ②ファシリティマネジメントの取組状況について
- ③県民幸福量調査の取組状況について
- ④世界文化遺産登録に向けた取組状況について

出席委員（8人）

委員長 田代国広  
副委員長 杉浦康治  
委員 岩下栄一  
委員 荒木章博  
委員 西 聖一  
委員 内野幸喜  
委員 高野洋介  
委員 前田憲秀

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 田嶋 徹  
危機管理監 古閑 陽一  
秘書課長 大村 裕司  
広報課長 松永 正伸  
危機管理防災課長 岡田 浩  
知事公室付政策調整監 白石 伸一

総務部

部長 岡村 範明

理事兼県中央広域本部長兼

市町村・税務局長 榎木野 史 貴

政策審議監 木 村 敬

総務私学局長 仁 木 徳 子

人事課長 青 木 政 俊

首席審議員兼財政課長 福 島 誠 治

県政情報文書課長 本 田 雅 裕

総務事務センター長 古 谷 秀 晴

首席審議員兼管財課長 吉 永 一 夫

私学振興課長 橋 本 有 毅

市町村行政課長兼

県央広域本部総務部長 原 悟

市町村財政課長 竹 内 信 義

消防保安課長 田 原 牧 人

税務課長 斉 藤 浩 幸

企画振興部

部長 島 崎 征 夫

政策審議監 柳 田 誠 喜

地域・文化振興局長 田 中 浩 二

交通政策・情報局長 坂 本 浩

首席審議員兼企画課長 小 原 雅 晶

地域振興課長兼

県央広域本部振興部長 横 井 淳 一

文化企画課長 吉 永 明 彦

政策監兼

文化・世界遺産推進室長 本 田 圭

首席審議員兼

川辺川ダム総合対策課長 福 山 武 彦

首席審議員兼

交通政策課長 吉 田 誠

情報企画課長 家 入 淳

統計調査課長 上 田 英 典

出納局

会計管理者兼出納局長 伊 藤 敏 明

首席審議員兼会計課長 福 島 裕

管理調達課長 田 上 英 充

人事委員会事務局

局長 田中 伸也  
総務課長 吉 富 寛  
公務員課長 井上 知行

監査委員事務局

局長 牧野 俊彦  
監査監 草野 武夫  
監査監 瀬戸 浩一  
監査監 千羽 一樹

議会事務局

局長 佐藤 伸之  
次長兼総務課長 後藤 泰之  
議事課長 塘岡 弘幸  
政務調査課長 富永 章子

事務局職員出席者

議事課主幹 榎原 俊郎  
政務調査課主幹 福島 哲也

午前10時1分開議

○田代国広委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第4回総務常任委員会を開会いたします。

まず、前回6月の委員会以降に人事異動があつておりますので、自席から自己紹介をお願いいたします。

（企画振興部長自己紹介）

○田代国広委員長 本日の委員会は、執行部より主要事業の現在の取り組み状況について報告を受けたいと思います。

質疑は、執行部の報告後、一括してお受けいたします。説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、執行部から報告をお願いします。

○岡田危機管理防災課長 危機管理防災課の岡田でございます。

資料の1ページをお願いいたします。

東日本大震災を契機といたしまして、九州においても、南海トラフ地震など、県境を越えた広範囲かつ大規模な災害が発生した場合の広域的な災害対応体制の整備が喫緊の課題となっております。特に国の南海トラフ地震の被害想定では、九州の東海岸、大分、宮崎、鹿児島で甚大な被害が発生することから、比較的被害が小さいとされております本県が中心となって被災県を支援する必要があると考えております。

本県は、地理的に九州の中央に位置しており、阿蘇くまもと空港から各県にヘリコプターで30分前後で行くことができ、活動拠点としては最適であること、実質的な災害対応を行う陸上自衛隊の西部方面総監部や第8師団司令部が駐屯し、災害拠点としての指令機能を有しており、また、災害医療派遣の実績が豊富な熊本赤十字病院のほか、高度医療機関等が存在しているなど、災害即応体制が充実していること、また、各防災関係機関が災害リスクの低い市街地の外縁部、かつ津波被害の心配のない内陸部に立地していることなど、広域防災拠点として多くの優位性を有しております。

これらを十分に生かしながら、九州において広域的かつ甚大な災害が発生した場合に、本県を拠点に被災県を支援する体制を整備するため、本年1月に、九州を支える広域防災拠点構想を策定いたしております。

次に、2の構想の実現に向けた取り組み状況でございますが、まず(1)の国への提案、要望活動等でございます。

1点目は、今年度、内閣府が、南海トラフ地震により九州に甚大な被害が生じた場合を想定し、国の現地対策本部の設置場所の調査を実施いたしておりますので、この構想を示して、知事を先頭に、国に現地対策本部の誘致について働きかけを行っております。

具体的には、本年5月16日に、知事から、古屋防災担当大臣、小野寺防衛大臣及び太田

国土交通大臣に対しまして、国の現地対策本部の設置場所に本県を選定するよう要望いたしております。

2点目は、本年6月の国の施策等に関する提案において、関係省庁に対しまして、国の現地対策本部の本県への設置を初め、阿蘇くまもと空港の防災上の拠点空港としての位置づけ、防災消防航空センターの整備に係る財政支援の強化、九州中央自動車道や中九州横断道路等の道路網の整備促進などを要望いたしております。

また、県議会におかれましても、さきの6月定例会におきまして、九州を支える広域防災拠点化の推進を求める意見書を国に御提出いただいたところでございます。

次に、(2)の拠点施設の機能強化に向けた整備でございますが、ただ単に国に対して働きかけを行うだけではなく、県においてさまざまな取り組みを先導的に進めております。

まず、①の九州の広域防災拠点強化整備事業では、自衛隊等の支援部隊の集結拠点として想定いたしております県民総合運動公園に耐震性貯水槽及び防災トイレを、緊急消防援助隊の集結拠点となる消防学校に備蓄倉庫、支援物資の集積拠点となります産業展示場に太陽光発電設備及び自衛隊大型輸送ヘリ離発着場を整備するなどの取り組みを進めているところでございます。

特に②の阿蘇くまもと空港広域防災拠点等整備事業では、支援活動が円滑かつ迅速に行われますよう、せんだって御視察いただきましたが、阿蘇くまもと空港に隣接する県有地に、災害対応のための駐機場を整備することといたしております。

また、③の天草空港機能向上事業では、阿蘇くまもと空港への支援機が集中的に飛来し、受け入れができないような場合には、天草空港が一時的に補完的な役割が果たせるよう、エプロンの舗装強化やターミナルビルの防災拠点化などに取り組んでいるところでござ

います。

いずれの事業も既に事業に着手しており、実施設計段階または施工段階にあり、今年度中には全ての事業は完了する予定であります。

最後に、(3)の広域防災訓練等の実施についてでございますが、①にありますように、既に昨年12月に南海トラフ地震を想定いたしました訓練で、支援対策本部を本県が代行する訓練を実施いたしております。

また、②にありますように、本年6月に南海トラフ地震を想定し、国や九州各県、医療機関等の関係機関が参加して行われました自衛隊の統合防災演習にも参加をいたし、さらには、③にありますように、今月30日に行われます広域医療搬送訓練にも参加する予定であります。

今後もこれらの広域防災訓練に積極的に参画し、真に広域防災拠点としての役割を担えるよう取り組んでまいりたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉永管財課長 管財課でございます。

管財課が中心となって進めております財産の管理、利活用に関する新しい取り組みでありますファシリティーマネジメントの取り組み状況について御報告いたします。

資料の3ページをごらんください。

まず、取り組みの背景でございますが、本県においては、多くの財産を保有しており、特に県有施設について、高度経済成長期に建設されたものが多いことなどから、次のようなさまざまな課題を抱えております。

県有財産を取り巻く課題として、まず1番目に挙げられるのが、県有施設の老朽化の進展です。国、地方を通じて、公共施設の老朽化が大きな課題となっております。

下段のグラフをごらんください。

このグラフは、5,600棟を超える県有施設を建築年次ごとに並べたものです。延べ面積で全体の半分以上が建築後30年を経過している状況にあります。こうした背景には、高度経済成長期に当たる1970年代に施設の建築が集中したことが挙げられます。

2番目の課題として挙げられるのが、全庁的なマネジメントの不在です。

県有財産については、財産ごとに、それぞれの所管部局においてそれぞれに管理されており、統一的に調整をする視点が不足していました。このため、今後、県有財産を全庁的な視点をもってマネジメントしていくことが必要と考えています。

このほか、行財政改革や財政健全化、また少子高齢化や人口減少社会、さらに環境負荷の軽減や省エネといった課題に対応していくため、経営的な視点で全ての県有財産を総合的に管理、活用する、いわゆるファシリティー・マネジメントの手法を導入することとしております。

続きまして、資料の4ページをお願いいたします。

この新しいファシリティー・マネジメントの取り組みを進めるために、まず取り組みの基本方針として、平成25年3月に、経営戦略的視点に立った県有財産の管理に関する基本方針を策定しました。

なお、この基本方針の考え方は、全ての県有財産を対象としていますが、道路、河川などのインフラ施設や公営住宅、都市公園等は、各所管部局でマネジメントに取り組むこととし、この基本方針では、これ以外の主に建築物に対するマネジメントを行うこととしています。

次に、枠囲みの欄をごらんください。

この基本方針の柱として、3つの基本方針を定めています。

1つ目は、県有財産の総量最適化です。

県有施設の老朽度や利用状況などの現状を

把握し、施設の効率的な利活用や利用の見込みのない県有財産の売却を行うなどして、県有財産の保有総量の最適化を図っていく取り組みです。

2つ目は、県有財産の効率的活用です。

県有財産の維持管理に係る日常的な経費の見直しや施設の共同利用など、県有財産の有効活用を進め、歳出の削減と歳入の確保を図る取り組みです。

3つ目は、県有施設の長寿命化です。

継続して利用する施設については、保全、改修を計画的に進めることで、施設をより長い期間使用し、中長期的な建てかえや維持管理経費の削減につなげる取り組みです。

次に、5ページの上段をごらんください。

こうした3つの基本的な取り組みに基づき、本県のファシリティー・マネジメントの推進方向を図示化しております。

①の総量最適化、②の効率的活用、③の長寿命化という3つの方向性を踏まえながら、現在保有する県有財産について、量の見直し、使い方の見直し、質の見直しの3つの見直しを進めていきます。

具体的には、全庁的な調整組織である利活用推進会議においてマネジメントを行い、利用しない財産は縮小、さらには売却を進めます。また、利用状況の低い施設や余裕スペースのある施設は、共同利用や集約などを行って効率的に利用します。そして、継続的に利用する財産は、長期間使用できるように長寿命化を図っていきます。

こうした取り組みを進めることで、将来的には県有財産の保有量を最適化し、県有施設全体の経費の調整を行い、建てかえや維持管理経費の負担軽減などにつなげ、本県の状況に見合った効率的な財産管理を図っていくことを目指しています。

続いて、5ページの下段をごらんください。

先ほど御説明した基本方針に基づきまし

て、平成25年度から、各種の具体的な取り組みに着手したところです。その主な取り組みの推進スケジュールについてまず御説明いたします。

3つの基本的な取り組みごとに各種の事業を設けておりますが、この表には、既に着手をした取り組みの中で代表的なものを記載しております。

①の県有財産の総量最適化としては、施設の現状調査の取り組みや未利用財産の売却推進、②の県有財産の効率的活用としては、職員住宅の共同利用化、③の県有施設の長寿命化としては、建物の維持管理経費の算定といった事業について、平成25年度から27年度までの3年間という当面のスケジュールを記載しております。

そして、それぞれの取り組みを進めることで、表の右欄に記載しているような期待される効果を見出しながら、最適な財産管理による財政負担の軽減と効率的活用という目標の実現を目指しております。

具体的な事業内容につきましては、次のページで御説明いたします。資料の6ページをお願いいたします。

上段の欄に、平成25年度の主な取り組みを記載しております。

まず1つ目は、県有施設の現状を把握するための取り組みとして、施設の現状評価や将来的な維持管理経費を負担するためのプログラムを開発しました。

次に、未利用財産の売却促進を図るために、売却業務の一部を民間事業者へ委託し、民間事業者のノウハウを活用した売却を実施しております。

このほか、知事部局、教育庁、県警の任命権者ごとに設置、管理している職員住宅の入居条件を緩和した共同利用や、ファシリティーマネジメントについての全庁的な推進体制として、各部局が参加した県有財産利活用推進会議の設置による部局間の連携、さらに

は、市町村と県職員の合同による研修会を開催し、意識の醸成や専門知識の習得などを進めました。

次に、下段の欄をごらんください。

26年度以降の主な取り組みでございますが、まず、未利用財産の売却推進を初めとした昨年度の取り組みを継続的な取り組みとして、引き続き推進していくこととしております。

2つ目は、県有施設の現状調査の実施です。

先ほど御説明しました昨年度開発しました調査プログラムを活用しまして、主要な県有施設の現状の把握や中長期的な維持管理経費の試算といった調査作業に取り組んでいるところです。

来年度以降、この調査結果を取りまとめ、それを踏まえて、個々の施設ごとに集約や建てかえなど、利活用の方向性や改築の優先順位を定めるなど、計画的な保全、改修に向けた検討を進めていくこととしています。

3つ目として、庁舎等建物に関する情報を一元的に管理し、各施設からオンライン上でアクセスできる仕組みを整備することとしました。

今年度から、各施設において、各施設の光熱水費などのデータを定期的に入力し、順次必要なデータを蓄積していき、今後施設の現状調査や維持管理経費の効率化などに活用してまいりたいと考えております。

最後に、資料7ページをお願いいたします。

今後の課題等について御説明いたします。

これまで本県では、独自の取り組みとしてファシリティーマネジメントに関する基本方針を定め、各種の取り組みに着手してきたところですが、一方で、新たに公共施設等総合管理計画を策定するよう、国から各自治体に対して要請が行われました。

上段の欄をごらんください。

まず、この国からの策定要請の概要についてでございますが、公共施設等の老朽化対策が国、地方を通じた大きな課題となっておりますことから、ことし4月22日付で総務大臣通知が出され、地方公共団体において、所有する公共施設等を総合的に管理するための計画、いわゆる公共施設等総合管理計画を策定するよう要請が行われたところです。

この計画の策定の趣旨としましては、まず、厳しい財政状況や人口減少を背景とする公共施設等の利用需要の変化などへの対応が必要であること、そのためには、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、長寿命化など計画的に行う必要があること、そして、計画の目標として、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現していくことといった点にあります。

次に、中段の欄をごらんください。

総合管理計画の策定に際しての主な要点をまとめております。

この計画は、インフラ施設を含めた全ての公共施設を対象としております。また、施設の老朽化、利用状況などの現状の把握や、将来人口の見通しや維持管理経費の見込みなどを試算することが必要です。そして、計画期間としては10年以上、取り組み体制としては、自治体全体として取り組むこと、さらに、施設の管理に関することとして、維持管理や長寿命化などの取り扱いについて記載することとされています。

最後に、下段の欄をごらんください。

計画の策定に向けた今後の対応についてでございますが、これまで説明してまいりましたとおり、総合管理計画と県の基本方針の基本的な趣旨は同じだと考えています。また、総合管理計画の中で記載が必要な事項につきましても、既に県の基本方針の中で記載している事項が少なくありません。このため、この基本方針の内容を踏まえた上で必要な見直

し作業を行うとして、総合管理計画を策定することを基本と考えております。

策定作業の進め方としましては、管財課が窓口になりながら、全庁的な推進組織である県有財産利活用推進会議を中心に、部局横断的な連携の調整を図っていきたいと考えております。

ファシリティーマネジメントの取り組みについての御報告は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○小原企画課長 企画課でございます。

資料8ページ、A3の資料をごらんください。

県民幸福量調査の取り組み状況について御説明します。

なお、本日の説明資料は、昨日開催された幸せ実感くまもと4カ年戦略委員会にて御検討いただいた資料を一部修正したものです。この新4カ年戦略委員会の資料は、委員の皆様には既にお送りしておりますので、あらかじめお断り申し上げます。

ページの左側をごらんください。

県民幸福量調査は、県民幸福量をはかる総合指標、県民総幸福量、AKHを算出するために実施しているものです。このAKHにつきましては、ことし1月の本委員会にても御説明しておりますが、改めて簡潔に御説明申し上げます。

まず、(1)の目的でございますが、まずAKHとは、熊本の幸福を集計するという意味のアグリゲート・クマモト・ハピネスの略称でございます。AKHは、蒲島県政の基本理念である県民幸福量の最大化の考え方を、県民の皆さんと共有し、効果的な施策につなげることを目的としております。

次に(2)に、これまでの経過を含めて、AKHの特徴をまとめております。

ページ中ほどに、このAKHの構成図をお示ししております。

図一番左側に縦書きで、小さな緑枠で書いてございます、4つの分類と書いてあるところですが、左から、夢を持っている、誇りがある、経済的な安定、将来に不安がないの4つを示しています。これらをまとめて4つの分類としています。

また、それぞれの分類の下に3つずつの項目を設定しております。例えば、4つの分類の1つである一番左の夢を持っているであれば、家族関係、仕事関係、教育環境の3つでございます。残りの3つの分類についても、それぞれ同じように3つずつの項目を設定しており、これらをまとめて12の項目としております。

次に、②でございますが、AKHは、夢を持っているなど4つの分類に関して、どの程度それを重要視するかというウエートと、12の項目に関する満足度を、県民アンケート、すなわち県民幸福量調査により測定し、それぞれ掛け合わせて合計する仕組みとしております。

次に、ページ下の(3)のAKHの活用方法でございますが、まず①に、毎年度、同じ内容の調査を実施してAKHを算出することで、地域別や年齢階層別などの属性を見て、どのような違いがあるのか、また、前年度からどのような動きがあるのかなどを比較分析することで、政策の評価や施策の立案などに活用していくこととしております。

また②ですが、今年度は、市町村や各地域で住民が参加した政策づくりにこのAKHを活用していただけるように、セミナーやワークショップなどを開催していくこととしております。その一環として、先月7月には、その際のかなめとなる市町村職員を対象とした報告・説明会を全振興局にて開催したところでございます。

ページの右側をごらんください。

県民幸福量調査の今年度の概要と結果、並びにその結果から算出したAKHの値の変動

などについて御説明します。

(1)ですが、今年度の結果を点線の枠囲みにお示ししております。対象は、昨年度と同様に、県内にお住まいの20歳以上の男女3,500人でございます。期間は、5月26日から6月9日でございます。

次に、回収数でございますが、お返しいただいた調査票は1,763件で、回収率は50.4%となっております。年度ごとの比較ができるように、設問の内容は24年度から同じものにしてございます。

次に、枠囲みのAKHの算出をごらんください。

この調査結果をもとに、4つの分類ごとに満足度とウエートを掛け合わせて合計するという仕組みにより、今年度のAKHを算出すると、102.1との値が得られました。AKHは、計算上最高が150になりますので、わかりやすく100を最高点として換算いたしますと、68.1となります。

次に、(2)の年度ごとの変動をごらんください。

平成24年度から今年度までの変動でございます。

①のAKHの値につきましては、御説明したとおり、今年度の値は、グラフの一番右の68.1で、25年度の68.4、24年度の68.7から若干減少し続けておりますが、ほぼ横ばいの状態です。

このように、安定的な値が導き出されており、このことから、AKHの県民の幸福量をはかる指標として有効性が確認できたのではないかと考えています。

②に、AKHの幸福要因ごとの数値として、AKHを構成する4つの分類ごとに、満足とウエートを掛け合わせた数値をお示ししております。それぞれの分類について、おおむね小数点第1のレベルでの若干の増減が見られます。

また、③には、②の幸福要因ごとの数値を

パーセントであらわしている割合のグラフを記載しております。幸福全体の中で各要因がどの程度を占めるのか、また、それらの年度ごとの推移を視覚的に捉えていただけるものと思います。

今後は、地域別や年齢階層別などの属性別での違いや年度ごとの推移などを分析し、来月にはその結果を公表できるよう作業を進め、県民幸福量を高めるための施策の立案につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○本田文化・世界遺産推進室長 文化・世界遺産推進室でございます。

世界文化遺産登録に向けた取り組み状況について御説明いたします。

資料は9ページからでございます。

まず、世界遺産に係る基本的な事柄について簡単に御説明いたします。

9ページの「1 世界遺産とは」に記載のとおり、世界遺産は、世界遺産条約に基づき、世界遺産一覧表に登録された世界人類共通の資産であり、これを次世代に引き継いでいこうというものでございます。

世界的な状況につきましては、「2 世界遺産の種類及び登録件数」に記載のとおり、現在、世界で文化遺産が779件、自然遺産が197件、複合遺産が31件の合計1,007件が世界遺産として登録されております。

次に、世界遺産登録の要件ですが、「3 登録基準」3行目ほどに(1)(2)として記載しておりますが、顕著で普遍的な価値の証明、それと国内における万全の保護措置、この2点でございます。これを満たしているかどうか、ユネスコの世界遺産委員会が調査、審議し、登録の可否を決定するものでございます。

ページ一番下のほう、枠囲みとしまして、世界遺産以外の世界的な遺産に係る制度、ジオパーク、世界農業遺産、世界記憶遺産、世

界無形文化遺産について、簡単に制度の概要等を記載しております。説明は省かせていただきます。

資料10ページをお願いいたします。

上段に、日本の世界遺産を記載しております。

現在、日本におきましては、自然遺産が4件、文化遺産が14件の合計18件が登録されております。御承知のとおり、ことしは、18に記載の富岡製糸場と絹産業遺産群が新たに登録されたところです。

下段の表には、日本において、この世界遺産としての推薦を待っております暫定一覧表記載の10の資産を載せております。

本県にも構成資産があります、4、長崎の教会群、それと、7、九州・山口の近代化産業遺産群、これは今名称は明治日本の産業革命遺産と変わっておりますが、この2つの資産が記載されているところでございます。

11ページをお願いいたします。

世界遺産登録の流れにつきまして、簡単に御説明いたします。

資料一番下に、世界遺産登録への道のりとしてフロー図を示しております。

左から順次説明いたしますが、まず最初のステップとして、先ほども申しました、世界遺産暫定一覧表への登録があります。これに記載がないと、国からユネスコへの推薦ができないということになっております。そして、この暫定一覧表記載資産の中から、推薦書原案等を各自治体が作成しまして、そして文化審議会でその年の推薦候補を選定しまして、それから、関係省庁連絡会議を経て国からユネスコに推薦書が提出されるという流れでございます。国からの推薦は、文化遺産、自然遺産、それぞれ年に1件ずつとされているところでございます。

そして、推薦決定の翌年に専門機関でございますICOMOSというところの現地調査が行われ、さらに、その翌年に調査結果に基

づく ICOMOS の勧告が行われます。そして最後に、ICOMOS 勧告の約一月後ぐらいに世界遺産委員会の審議が行われまして、そこで登録の可否が決定されるという流れになっております。したがって、推薦決定から世界遺産登録までは、最短で2年かかるということになってございます。

上段の三角形の図につきましては、一番上が世界遺産、真ん中が世界遺産暫定一覧表、そして、その下にカテゴリーⅠaからカテゴリーⅡまで、これが暫定一覧表の候補、さらにその暫定の候補という整理をしておるところでございます。

ここで、本県に関係あります各資産の状況について説明いたします。

12ページをお願いいたします。

まず、明治日本の産業革命遺産についてです。

「1 経緯」に記載のとおり、平成26年1月に、国からユネスコに推薦書が提出されました。

そして、「2 コンセプト」に記載しておりますが、このコンセプトとしましては、日本は、幕末における西洋技術の導入後、約50年という極めて短期間のうちに飛躍的な発展を遂げました。このことは世界的にも特筆すべきものであり、この急速な発展の過程を示す製鉄、造船、石炭産業など基幹産業に係る遺産、これを構成資産として世界遺産登録を目指しているものでございます。

「3 構成資産」として記載しておりますが、本県内の資産としましては、荒尾市の万田坑、それと専用鉄道敷跡、それと宇城市の三角西港でございます。

全国的には8県11市にまたがって23の資産で構成しており、例えば、長崎の端島炭鉱、軍艦島ということによく知られておりますが、あるいは長崎の造船所、福岡の八幡製鉄所など、中には現在も稼働中の資産も含まれておるその23の資産で構成されているところ

でございます。

「5 今後の主なスケジュール」として記載しておりますが、ことし9月ごろにはICOMOS の現地調査が行われ、来年6月に世界遺産委員会の審議を経て登録の可否が決定されることとなります。ICOMOS の調査も年々厳しくなっております。内閣官房や関係県市とともに、しっかりと準備を整えて、調査に対応したいと考えております。

次に、13ページをお願いいたします。

長崎の教会群とキリスト教関連遺産についてです。

「1 経緯」に記載のとおり、この資産は、平成19年1月に暫定一覧表に記載されました。ただし、この時点では長崎県内のみの資産で構成され、そして、長崎県、それと長崎県内関係市町のみでの取り組みが行われておりました。その後、文化庁からの指摘あるいは本県からの働きかけの結果、平成24年6月に天草の崎津集落が構成資産として追加され、以後は、本県及び天草市も加わって、長崎県等とともに取り組みを進めまして、つい先月、7月に今年度の推薦候補として選定されたところでございます。

「2 コンセプト」に記載のとおり、本資産は、日本へのキリスト教の伝来、それから禁教下におけるひそかな信仰の継承、それから復活という、日本におけるキリスト教の伝播と浸透のプロセスをあらわす資産でございます。

それから、「3 構成資産」に記載のとおり、本県の資産は、崎津教会を含む崎津集落でございます。また、長崎県内の資産につきましては、参考として記載しているとおり、大浦天主堂ほかの資産でございます。

5に今後のスケジュールを記載しておりますが、来年2月1日までに推薦書の正式版をユネスコに提出しまして、平成28年の登録実現を目指して取り組んでいるところでございます。

最後に、阿蘇についてでございます。

14ページをお願いいたします。

「1 経緯」欄に記載のとおり、平成20年に、暫定一覧表にあと一步というカテゴリー I a に位置づけられました。この阿蘇につきましては、他の2つの資産と違いまして、世界遺産の最初のステップである世界遺産暫定一覧表にまだ記載がないということで、ここへの早期の記載を目指しまして、構成資産の国文化財指定等を着実に進めているところでございます。

昨年からことしにかけまして、米塚、草千里ヶ浜の名勝、天然記念物指定や豊後街道の史跡指定が実現しました。さらには、本年度末をめどにしまして、草原を中心とする阿蘇の文化的景観につきまして、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定申し出を行うべく、関係市町村とともに準備を進めておるところでございます。また、機運醸成のための啓発活動等にも継続的に取り組んでいるところでございます。

引き続き、暫定一覧表への早期記載、そして世界遺産登録実現に向け、関係県、市町村とともに連携して取り組んでまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○田代国広委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、これまでの報告について質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○荒木章博委員 県民幸福量の調査の取り組み状況についてということで今説明がありましたけれども、これは熊本県が、ブータン、GNHなどを含めた県民の幸福量を図り、その指標をつくって行政のいろんな施策の中で取り組んでいくという、全国でも先駆けた画期的な取り組みだということで、大変な評価を私はするところなんですけれどもね。

しかし、そこで、今これを見ますと、8ページですけれども、24年度が68.7、25年度が68.4、26年度が68.1と、平均的に微妙に落ちているといったことで、最大化を目指す施策の中で横ばいであるということについて、どういうふうな考え方を執行部の方は持っておられますか。

○小原企画課長 県民の幸福量の最大化を求めている中で、この数値が現状わずかに微減ということでございますが、どう考えているのかということでございますが、まず1点目につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、毎年3,500名の方にアンケートをとっておりまして、その中で数値がわずか0.3程度ということでございますので、我々としては、まあ誤差の範囲内ぐらいで停滞している、数値はほとんど変わってないという意味では、この数値の信頼性があるのではないかというふうには考えております。

ただし、上がってないということは事実でございますので、今後、これの向上に向けて、我々も4カ年戦略に掲げた施策の加速化を進めていかなければならないと考えてございます。

○荒木章博委員 私は、もう始まったのは24年から始まっているんですよね。そうすると、これは県民の幸福量というのは、ある程度の人が、テレビ、新聞を含めて、県の職員の方々もある程度認知はしていると思うんですよね。

ただ、微妙に下がったことを僕は言っているんじゃないくて、今の課長の考え方は、同じレベルだからいいんだという感覚ではなくて、今後やっぱりもう少し認知度を上げていかなければ、本当の最大化になってないんじゃないかと私は思うんですよね。そこを聞いているんですよ。少し下がったぐらいだからじゃなくて、もう3年目なんだから、そして

4年目を迎えているわけですから、そこについての考え方を私は聞いているんですよ。そこについて。

○小原企画課長 今委員がおっしゃられたように、このAKHの県民への周知あるいは広報という考え方につきましては、先ほどもちょっと御説明させていただきましたが、今年度からは担当職員が各振興局に出向いて、7月中には全部振興局を回って、各町村の方々にもこの考え方を御説明申し上げたところでございます。

また、民間のほうからも、各市町村で取り組んでおるまちづくり、そういったところにも出向いて、できる限りこのAKHの普及について、県民に広く今後も伝えていきたいというふうに考えてございます。

○荒木章博委員 私は、ちょっとやり方にも問題があるんじゃないかなと。ここでは言いませんけれどもね。幾つか、じゃあお尋ねをしていきたいと思えます。

それで、将来に向けて政策評価を活用するというところで考えるということなんですけれども、県民への政策の評価は上がっていないんじゃないかと僕は思うんですよ。それについてはどうですか。

○小原企画課長 昨日、政策評価の委員会を開催させていただきまして、そのときには、これとは別に施策に対するアンケートをとってございまして、それに関しましては、活力を創る、アジアとつながる、安心、安全を実現する、百年の礎を築くというところで、それぞれ別項目アンケートをしておるんですが、25年度に比べますと、それぞれ目標に近づいているというふうな形でアンケートの結果が出てございます。

○荒木章博委員 それはアンケートの結果は

出ておるんですけども、僕はわからぬ。私が勉強不足ですけども、全くわからない。そういったところにもっと理解を高めるといいんじゃないかなと思うんですけどもね。

先般、去年の11月だったですかね、ブータン研究所の所長、国王の片腕が熊本に来られてシンポジウムをやりましたね。そういった中で、錦織部長が、パネラーとして熊本県のAKHの考え方ということをして30分にわたって県民に発表された。そして、GNHの本体の考え方と合わせながら、熊本県はこういう取り組みをやるんだということ。

たしかそのときに話が出たのは、県北が非常に高く、県南のほうの低いということをあの場所で述べられたと思うんですけども、そういった分析は、今後取り組みの中でどう考えていかれるか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

○小原企画課長 御指摘のとおり、昨年度の県民幸福量の地域別の満足度では、今委員がおっしゃられたように、八代、芦北、球磨の幸福度が低くなってございます。そういう意味においても、現在フードバレー構想などを県南の地域の活性化に向けて取り組みを進めておりますので、そういった意味では、県の施策とこのAKHの関係性をきちっと生かした形で県の施策を進めているものと考えてございます。

○荒木章博委員 じゃあ、去年の11月に、県北が非常に幸福度のあれが高く、県南が低いということについての対応の仕方というのは、実際何もされてないということですか。

○小原企画課長 今申し上げたように、フードバレー構想、昨年決定してそれを進めてきたということに関しては、県民の皆さんにとって、八代に力を入れていく、県全体の幸福量上がるためには、やはり県南に力を入れ

ていかなくはないということ、今年度もさらにフードバレー構想の実現に向けて取り組みを進めているということでございます。

○荒木章博委員 フードバレー構想も、もちろん県の施策の中で——だけん、私は、幸福量のことについて尋ねているわけなんです。だから、そういう低かったのはフードバレーというふうには持って来るのではなくて、全体的な考えとしては企画のほうにはないのかということですよ。それを尋ねているんです。

○小原企画課長 このフードバレー構想、一例を申し上げましたけれども、企画としても、この県南に対して、今後、フードバレーに関連する事業も含めて、県南浮揚に向けての取り組みを、4カ年戦略の中でも力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○荒木章博委員 わかりました。もうそれ以上はちょっと、きょうは部長が初めてだから、あんまり部長答弁ができないから、部長答弁ができると非常にやりやすいんですけども、私たちもですね。

AKHは、さっき話がありましたように、住民参加型の政策形成の活用ということで、昨年11月のシンポジウムでも、AKHの熊本県の方策については、ほとんどの方が、手を挙げてもらったら10人ぐらいの方しか知らない。あとの300人ぐらいの人たちは全く知らないというのが県民の考え方なんですよね。

だから、そういう啓発を——ただ自己満足でアンケートをとって、ただ数値が出て、それを政策に反映しますと。県南、県北でも高い低いはあるながら、どういったやり方を——もちろん、ことしの7月に職員研修をされた。職員研修は、どのくらいの人たちが来

て、どういうふうに、どんなやり方でやって、さっき10の各事務所にはやっていくということなんですけれども、もっともっとやっぱり県の職員の人が、この知事の施策を分析すべきことじゃないかなと私は思うんですよ。

だから、今言いましたように、県民に対する周知、これはもちろん骨格である県の職員が発信をしていくということが一番なんです。それとまた、地方における市町村との取り組みですよ。やっぱりそこには町があり、市があり、町村があるわけですから、町村に対する説明やら、議会に対する説明やら、県の政策はこうなんです、学習会はこうなんですよと。地方の議会、私の場合は熊本市議会ですけれども、そういったものとの取り組みというのはやられているんですか。

それともう一つは、そういう、何というか、県民に、出て行ってこういうのを聞きたいと、そういう情報とかやりとりというのはどうやっているんですか。私のところは1回やりましたけれども。そんなところを含めてお願いします。

実はこんなことはあんまり言いたくないんですよ、私も。嫌われることだから。しかし、これは知事の大事な、県民の幸福量の最大化は第一の公約じゃないですか。今聞いていて、私はびんと来ないよ、はっきり言って。もっと知事の政策ならば、こうだこうだ、だから、県南で一つは少なかったから、こういう取り組みを今やろうとしているとか、そういうのがないじゃないですか。回答をお願いします。

○田代国広委員長 全体の取り組みですか。

○荒木章博委員 はい、全体の取り組みも含めてです。

○小原企画課長 このAKHの取り組みに関

しましては、政策評価にどう今後生かしていくか、あるいは今後のきめ細やかな政策立案をどうするのか、それから、住民参加型の政策形成ということで、これは今委員がおっしゃられたように、各市町村の方々にも、このような考え方を生かして、その地域での幸福量の考え方ということモデルとして使っていただければということで、先ほど申し上げた、各振興局ごとに回ったのは、市町村職員を対象にして行った勉強会というか、研修会でございます。今後も、地域の方々に地域づくり、まちづくりなどを行っているところに向いて、セミナーやワークショップ、そういったものは取り組んでまいりたいと思っております。

また、このAKHの考え方につきましては、政策評価の策定に関しましては、各部局のほうにもこれをお知らせして、職員への周知も図っているところでございます。

ただ、おっしゃられるように、まだ十分ではないということでございますので、私も、これについては、今後もさらに力を入れて広報、周知活動、PRを行っていききたいというふうに考えてございます。

○荒木章博委員 もうこのAKHのことばかり言うたらぬからですね。また、次はいろいろ皆さん方の御意見もあるし、文化遺産のこともあるしですね。

やっぱりこの取り組みというのが——私も、10人が10人、たまたまAKHのことについてどう——県庁の職員の方と話をしても、回答は出ないですよ。全くわかってないです、一人一人が。小原さんだけわかるとる、本当に、聞いても。部長さんたちは知つとんなはるかもしれぬ。一人一人聞いてもいいんだけど、どう思っているのか。

だから、やっぱりその知事の施政の中で、まあいろいろあれすると迷惑かける職員もいるけれども、やっぱりどんなものを知事の施

策の中でやって、AKHの問題、幸福量を取り組んでいって、それで3年間、4年間アンケートをとって、それが微妙に下がっているんじゃないかと、微妙に一緒なんだということでは危険を感じなきゃいかぬと思うんですよ、僕は。

やっぱりみんな県民に、4年目にかかったら、AKH、ある程度僕はリアクションしていかなくちゃいかぬと思うんですよ。だけん、そういうところで、非常に全国に先駆けて、評価も高いこの取り組みについても、やっぱり今後も考えていただきたいと思えます。

この前、ブータンの首相も東京に来られて、私も縁あってお会いする機会があって、県の職員が農政のほうであか牛を売り込もうということで話をして、向こうの農林大臣が熊本のあか牛の担当者をブータンに呼んでくださいとかね。熊本のそのAKHの取り組みについて、評価が高いんですよ。しかし、中身がついてこないAKHでは、私はちょっといけないと思うんですよ。

最後に、部長に、今の話を聞かれて——部長も、全体的に、来られたばかりだからわからぬと思うんですけども、その指針だけでもいいから、聞かれて、まあ少し勉強されていると思いますので。AKHについても、3日間も缶詰になって勉強されたと聞いたんですけども、それはうそですかね。ちょっと。

○島崎企画振興部長 企画振興部長でございます。

蒲島県政の一番の県民総幸福量の最大化ということですので、まず数字というものは、基本的にその取り方ですとか、そういったものの深化をはかってきているものです。それをどういうふうにも実際の最大化につなげていくかというのが一番大事なことなんだと思うので、その数字がどういうものであって、どういう性格を持って、そういった点で、御指

摘のとおり、一定の分析というのは必要ですし、当然のことながら、その周知ですとかあるいは理解を求めていくこと、それをベースにして議論していくということを含めて、県民総幸福量の最大化につながるんだと思うんですね。先ほど御指摘があった住民との対話ですとか、こういうものをベースにして、うまく使って総幸福量の最大化を達成していくということが必要なのではないかという感想を持ちました。というのが私の感想でございます。

○田代国広委員長 このAKHについては、3年間ほぼ横ばいということで、この受けとめ方についてはさまざまあると思うんですけども、願わくば、やっぱりこの数値が少しでも上がることを県民も望んでおると思いますし、これは一小原課長の問題だけじゃなくして、出先機関も含めて、全ての職員の方々が、そういった認識を持ってこれから先やっぱり頑張ってくださいことがこの数値が上がる最大の根拠になると思いますので、そういった形でなお一層の皆さんの頑張りを期待しておきたいと思えます。

○荒木章博委員 委員長、いいこと言うですね。今私が言おうと、なら、最後に……

○田代国広委員長 関連。

○荒木章博委員 関連じゃなくて、それば言おうと思ったところが、最後に委員長が言うもんだけん。

そういうことで、数値という問題も対象のものでありますけれども、実際数値だけの問題じゃないんですよ。取り方、捉え方というのは、これは基本的なAKHの考え方なんですよね。ですから、これだけの立派なものは、やっぱり全国に発信できるように、今後も全体で——委員長が言うたから、もう私は

言わんでよかごとなりましたから、そういうことで今後取り組んでいただきたいと思いますので。

終わります。

○岩下栄一委員 関連で2～3あるんですけども、大体事業名に横文字がついているのは、非常に何か警戒して私取り組むんですけども、横文字に弱いものだから。

それで、この満足度というのは、これはアンケートでとられるわけで、満足ですか、不満ですかというような取り方ですか、調査は。

○小原企画課長 こちらの12の項目それぞれにつきまして、5段階で評価してございます。1から5で数値をつけていただくようにしております。

○岩下栄一委員 一般的な世論調査ではない、アンケート調査ということで。

○小原企画課長 はい、アンケートでございます。

○岩下栄一委員 私は、これは非常に客観性に欠けるなというふうに思うんですよ。前にも申し上げたけれども、4月か何かの総務委員会で。例えば、じゃあ歴史、文化について、満足か不満足かという、満足だ、不満だどうだこうだと出てくるけれども、客観的に熊本が歴史、文化の、例えばですよ。一つ一つが県民の満足度をどれだけ達成しているかなど。例えば、図書館が足らぬとか、図書が足らぬとか、あるいは文化施設がちゃんと維持管理されてないとか、いろんな各論の思いがあるわけですね、県民には。そういうものは、この満足度調査では出てこないんですね。

○小原企画課長 そこまで細かい項目に関しては、アンケートでは出てございません。

○岩下栄一委員 ですから、このアンケートの設問が非常に大ざっぱで、満足か、不満か、まあまあかとかいうのは非常に大ざっぱ過ぎると思うんですよ。客観性に著しく欠けるし。だから、こういう調査は、非常に画期的で、まあ県民参加型ということで評価される向きもあるけれども、意味があるのかなと。失礼ですけども、そういう気もしないではないとたいね。答えは要らぬけれども、皆さんどうですか、委員各位は。こういう調査が、満足か不満かで意味があると思うですか。いっぱい書いてありますけれども。

県民の世論というのは、本当にこれで確認できているかどうか。もうちょっと細かい客観性が必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、まあ意見として申し上げておきます。答えは要りません。前も申し上げたからですね。

○西聖一委員 ちょっと今度は話変わりました、ファシリティーマネジメントに関連してですけども、この考えは本当これから大事な考えで、財政が逼迫する中で、長寿命化とか売却とか、いろいろ県も知恵を探っていかなければならないと思いますが、その経費削減のあおりで、これは具体的な例ですけども、八代振興局の空調施設が1基ちょっと動かなくなったということで、総務部長初め関係者が大変御苦労されているという話を聞いておりますが、施設そのものももちろん長寿命化していかないかぬですけども、内部施設あたりも、老朽化が早いとか、部品が15年も前のやつはもうないとか、そういう現実的な面もやっぱりあるようですが、そこら辺の執務環境の長寿命化とか、そういう予算立てとか管理について、何かお考えがありますか。今回の件を踏まえて、どう考えられた

か、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○吉永管財課長 管財課でございます。

八代の空調につきましては、確かに設置後の経過年数が18年ということで、耐用年数も上回っているという状況でございます。

今回、管理全体が一元的にないということで御説明申し上げましたけれども、建物の施設そのもの、それから、設備も含めて現状調査をやっておりますので、その中で長期的な視点で一元的に管理していくということで考えています。

今回の空調に関しましても、調査をかけておりますので、今後計画的に改修していくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○西聖一委員 きめ細かい調査をしていただきたいんですけども、やっぱり15年とか、耐用年数だけですばっと切ってしまうと、やっぱり現実にそぐわない部分もありますでしょうし、そこで働く人たち、そして県民を受け入れる場所でもありますから、特に熊本はことしも——全国的に暑いんですけども、空調施設関係は注意を払っていただければというふうにお願いをし、終わりたいと思います。

○内野幸喜委員 私も、このファシリティーマネジメント、ここに3つの基本的取り組み、県有財産の総量最適化、それから、効率的活用、県有施設の長寿命化ですね。

これは耐用年数が何十年もたっている部分があつて、実際、現状のままだとどれぐらいコストがかかるのか。また、これから長寿命化をした場合に、そのコストをどれぐらい削減できるのか。もう既に、去年からですか、この算定プログラムの開発をやっていると思うので、その辺の数字はもう出ていると思うんですけども、そこをちょっと教

えていただければというふうに思います。

○吉永管財課長 これからどのくらい経費としてかかるかという御質問かと思いますが、これは基本方針策定の際に、非常に大ざっぱでございますが、施設そのものを全部保有する、更新していく、それから、一定の単価ということで設定した結果を試算していますが、向こう15年間で一応200億から400億ということで、平均では330億かかるということでございます。ただ、これは非常に大ざっぱな計算でございますので、先ほど御説明しましたとおり、ことしから将来的な経費の試算を、プログラムを開発しまして試算しているということですので、今年後半から来年にかけてその結果が出るというように考えております。

以上でございます。

○内野幸喜委員 じゃあ、現状では、毎年平均で330億ぐらいかかっていくということになるんですか。

○吉永管財課長 これは基本的には、今のところ現状の予算としましては、営繕部門である警察、それから教育庁、それから知事部局の3課の予算を調査していますけれども、全体的に施設の維持管理、改修費の予算は102億ということになっております。

最初に申し上げたのは、全部を保有して、なおかつ設計単価もRCで計算すると、将来的にはこのぐらいかかるという大ざっぱな予測でございます。

○内野幸喜委員 いずれにしても結構な額がやっぱりかかるわけですね。特に熊本県の場合は、財政状況も決していいわけじゃないわけですから、これからこの長寿命化等でどれぐらい削減できるか、そういう目標というのは設定しているんですか。

○吉永管財課長 先ほど御説明申し上げました総合管理計画の中で、一応目標値も努力目標として策定するようになっておりますが、削減できる見込みにつきましては一応シミュレーションをすることにはしていますが、今、現状調査なり、将来の経費等を算定しておりますので、そこら辺が出そろった段階でしか出てまいりません。

○内野幸喜委員 わかりました。

○高野洋介委員 関連して管財課にお尋ねしますけれども、今からそうやっていろいろリフォームしながらやっていって長寿命化を目指すのもいいんですけども、それでも多分手に負えないようなやつとかもあると思うんですね。そうした場合には、建てかえるというような考え方もあると思うんですけども、提案をさせてもらいますけれども、アメリカとかヨーロッパでは、基本的に建物の建てかえはできない地域が多いんですよ。外見はそのまま建てとって、それを維持、修繕しながら内装を変えるということをずっとされている地域があるんですけども、そこは今行くとき非常に風情があるんですよ。特徴的な建物が多いので。

今、県の役所の建物で、よく思うのが、あんまりどこも変わらない、特徴がないような建物が多いので、もし今後建てかえる場合があったら、やっぱり特徴的なものを出しながら、最初の設計の段階からいい材料を使ったらよくなるので、そこも考えて、多少そのとき単価は上がっても、ある程度ランニングコストを考えると安く済む場合が多々あるので、そこも踏まえて、やっぱり管財課だけじゃなくて、もちろん土木の技術屋さんとか、いろんな技術屋さんの話も伺いながら建てられるんでしょうけれども、そういう考え方を入れながらぜひやっていただきたいと思います。

おります。

国には、やっぱり財務省とかいろんなどころは、古い、歴史のあるような建物があるので、そういった建物もやっぱり私は県には必要だと思っておりますので、抑えろ、抑えろだけじゃ私はいけないと思っておりますので、そこの考え方はありませんか。

○吉永管財課長 管財課でございます。

先ほどの説明の中で、施設の長寿命化ということで申し上げましたけれども、現在大体平均40年程度で建てかえております。ですから、それを予防保全しまして60年ぐらいにするということと、それから、長寿命改修しまして90年ぐらいに延ばせないだろうかというように考えております。

今委員おっしゃったとおり、長寿命改修に向けた仕様を土木等含めて検討しまして、今後建築に向けては長く使えるような建物に最初からする、なおかつ長寿命改修ができる部分は長寿命改修して長くさらに使うというようなことを、今年度から検討しようかと思っております。よろしく申し上げます。

○高野洋介委員 最後に要望しておきますけれども、知事がよく百年の礎を築くと言われますので、県の建物も100年もつような、そういう建物をぜひつくっていただきたいなと思っておりますので、要望しておきます。

○荒木章博委員 ファシリティーマネジメント、非常に計画的に取り組んでいると。省エネとか、太陽光とか、いろいろ全体計画を考えながら将来に向けて取り組んでいって、老朽化を防ぎながら、また建てかえも含めて考えていくと。

ちょっと小さいことですがけれども、こっちの東館の庁舎の窓側を見ると、段ボール箱が見えとつとですよ。倉庫はないのかなと思うんですよね。だけん、倉庫は倉庫で、どこか

に一括して預けたらいいと思うんですよ。景観上、よろしくないですよ。こんな県庁なんかないですよ、景観上悪いのは。そこのところ、ちょっとこれは検討していただきたいと。吉永さん。

○吉永管財課長 一応、委員おっしゃったとおり、段ボールを廊下等に見せるということで、消防法との関係もございまして、適切ではございませんので、指導しまして、何らかの措置を考えたいと思います。ありがとうございます。

○荒木章博委員 お願いします。安全上も。終わりです。

○前田憲秀委員 私も関連してお尋ねをしたいと思います。

説明資料の3ページで、必要性和考え方の中で、全庁的なマネジメントの不在が課題ということでこのファシリティーマネジメントを導入しておりますということでした。

まさしく、全庁的な本当に問題があると思うんですけれども、隣の4ページでは「なお、本方針の考え方は、すべての県有財産を対象としているが、道路、河川などのインフラ施設や公営住宅、都市公園等は、各所管部局でマネジメントに取組み」というふうにあります。これは、後でも出てきます、県有財産利活用推進会議でその取りまとめをするというイメージでいいんですかね。

○吉永管財課長 会議の中で取りまとめということでございます。

○前田憲秀委員 すると、その会議の責任者は課長になられるんですかね。どんな感じですか。

○吉永管財課長 管財課のほうでまとめ役を

やっております。

○前田憲秀委員 わかりました。

この件は、管財課さんとも私もいろいろやりとりをさせていただいています。私もいろいろ勉強もさせていただいているんですけども、我が党としても、防災、減災ニューディールで長寿命化できるものはやるべきだという話もあります。ただ、ある一方、20年、30年長寿命化できるからこそ、今までの考え方のライフサイクルコスト上、予算がよりかかってしまうという指摘もあるところでも聞いたことがあるんですけども、そういう問題意識は何かありますか。

○吉永管財課長 予算の関係でございますけれども、一例を申し上げますと、40年で建てかえるところを、長寿命改修して長く使うということからいきますと、躯体は使えますので、その周辺部だけの長寿命改修でございますから、金額としては予算は非常に削減できるんじゃないかと思っております。

○前田憲秀委員 個別のあれなので、またしっかり私も勉強していきたいと思うんですが、いわゆる高度経済成長期にどんと建った建物がまとめて耐用年数を迎えるんですよ。ですから、それを長寿命化して、さまざま、今までにないような事態が起り得るということも指摘を専門家がしております。そういったこともぜひ検討対象にさせていただきたいというのをまず要望させていただいて、各部局でということで、大きくやっぱり学校施設、それと道路、河川、橋梁、こういったのも非常にこれからは重要な問題が起きてくるんじゃないかと思っておりますので、先ほどの県有財産利活用推進会議というのは、例えばホームページ上でこういう議論をいたしましたとか、そういうのはどうなんでしょうか。県民の皆さんにお知らせする場みたいな

のはあっているんですかね。私も、ちょっとまだきちんと確認はしてないんですけども。

○吉永管財課長 利活用推進会議の会議内容、それから、今後の計画というものに関しては、ホームページで公表いたしております。

○前田憲秀委員 わかりました。私も、しっかりまた見て、それに対しても御意見もさせていただきたいと思っております。

そもそもなんですけれども、このファシリティというのが、県民の皆さんでどれぐらい理解されているのかという、先ほど横文字ばかりという話もありましたけれども、人とか、物とか、時間、いわゆる今まで管理中心であった行政が、いわゆる戦略的に考えないといけない時代ということなので、そういう意味では、今までにないようなこともいっぱい出てくるんじゃないかと思っております。また、出てこないとうそだと思いますので、そういうときに、どういうふうに県民の皆さんに説明できるのかというのも、その広報も含めてとっても大事じゃないのかなと思っておりますので、ぜひ、課長も大変なお立場じゃないかなと私は思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 防災ですけれども、この間、陸上自衛隊の図上訓練をちょっと見学してきましたけれども、陸上自衛隊を中心に、県、市町村、いろんな組織が共同して、緻密な災害の有事における防災体制を編成して、非常に緻密な図上訓練を見て感動したんですけども、この広域防災拠点構想というのは九州全部をカバーするわけですかね。

○岡田危機管理防災課長 私どもは、そのように理解して構想をまとめております。

○岩下栄一委員 それで、直接は関係ございませんが、川内の原発ですけれども、九州電力とは川内原発に関しては防災覚書を交わしておられると。鹿児島県は、地元だから防災協定ということになってはいますけれども、この防災協定と防災覚書とはどう違うんですかね。

○岡田危機管理防災課長 鹿児島県の協定というのは、ちょっと私も内容を正確に把握しておりませんが、本県で九州電力と取り交わしています覚書については、立地県と同様の水準で情報提供をいただくことを、九電との間で覚書を取り交わしております。

○岩下栄一委員 防災協定と覚書はどう違うかは私もよくわからないけれども、どうせなら協定を結んで、緻密な連絡体制をとっていただいたほうがいい。といいますのが、御承知のとおり、川内原発も近々再稼働するというので、これに関しては、桜島の爆発とか、いろんな自然現象による危険というのが指摘されております。

それで、10キロ圏内とか30キロ圏内とか言うけれども、放射能は新幹線より速いですからね。川内から40分ぐらいで熊本に来るけれども、放射能は1～2分で来るんじゃないですか。一気にやってくる。そういうことを考えると、この九州防災拠点構想の中にも原発への対応をやっぱり位置づける必要があると私は思うんですね。全然どこにもそれはございません。自然災害だけじゃありません。そういう原発事故というものも、全く想定外とか、あり得ないということはないからですね。そういうことを、やっぱりこの拠点構想の中にどこ

か位置づける必要があるんじゃないかなと思います。

それと、やっぱり県民が不安を感じます。この不安の解消というのも大事なことなんです。現実に事故が起こることじゃなくて、不安を持っている県民がいるとするならば、これを行政が解消していく、そういう努力も必要になってくると思いますけれども、いかがですかね。

○岡田危機管理防災課長 先ほどの覚書の件ですが、九州電力からの情報提供につきましては、立地県と同等の情報をいただけるものというふうな内容になっております。ただ、協定のほうは、恐らく原子力災害対策協定の部分もあるかと思しますので、そういう意味では若干違う部分はあるかと思いますが、立地県としての対策についての協定の内容は含まれているというふうに思っております。

九州全体の防災拠点構想の中に位置づけるかということにつきましてはですけども、私ども、九州を支える防災拠点構想を策定しておりますが、これは、いわゆるあらゆる災害を想定した対応になりますので、そういう意味では、原子力災害、いわゆる圏域をまたがるような大きな災害が起これば、対応としては同様の対応をとっていくというふうなことになるかと思えます。

あと再稼働につきましては、私ども、直接再稼働について情報を得るような立場にはございませんけれども、原子力災害に対する対応については、できるだけ覚書等を通じて入手した情報については、地元の自治体、もしくは県民の皆様にも開示をして、情報提供を図ってまいりたいというふうに思っております。

○田代国広委員長 原発の県民の不安に対しては、かなり高度な政治判断が必要だと考えられますので、ここでの答弁はちょっと無理

だと思います。いいですか、それで。

○岩下栄一委員 いいですよ。答弁は要りませんけれども、やっぱり高度の政治判断って、国策ということは今委員長から御指摘、そのとおりです。そのとおりですけども、地方公共団体としてやっぱり対応すべきことも十分ありますからね。

まあ、熊本は今のところ必要ないけれども、ヨウ素剤の備蓄とか、いろんな課題が今後出てまいりますので、十分情報をとっていただきまして、県民の安心、安全のために努力をしていただきたいと要望しておきます。

○荒木章博委員 関連して、原発に関するいろんな対応の仕方というのは、やっぱり被爆の状況における予備知識とか、そういう対応の仕方というのは、私は積極的に対応すべきだというふうに思っております。

それと、この2ページに、九州広域防災の拠点構想の取り組み状況についてということで、どちらかというとこれは南海トラフを中心とした考え方が多いと思うんですよ。過去に有明海の島原大変肥後迷惑と、5,000人の熊本県民が亡くなったという非常に悲惨な、今小島小学校の横に記念碑が建っています。それも、ちょっと色あせてありますけれども。そういう思いを振り返ったときに、やっぱりこういう問題も、議会やら、防災の委員会やら、いろんなところでも対応をお願いしたりして、非常に県のほうと市のほうと連携をとっていただいて、9月議会で16億2,000万の予算を計上していただいて、4年間ですか、最終的に4年間で有明海のサイレンを整備するということが一応決定をしているわけですね。

これは、県においても、そういう知事公室長初め、防災にかかわる担当者の方たちが、やっぱり市に対しての取り組みというのを取り組まれたと。防災に対して16億も熊本市が

つけるということはかつてないことだと私は思いますので、この点についてはお礼を申し上げたいと、かように思っています。

ただ、1点だけ。あの地域で防災の場所ということで、西高のグラウンド、あの地域は真っ暗なんですよ。それに教育委員会のほうで一部照明をつけるということであったところが、電柱に照明をつけると思ったら、その重さに耐え切らんけんということで設計をやり直すとかですね。何かやることについて、いざ災害が起きたときはどうなるのかと。まだ返答も何もないんですよ。

だけん、そこあたりを、ちょっと教育委員会が管轄であるなら、やっぱり拠点としては、防災の拠点は熊本市が指定をしているんですけども、実際熊本市がやるべきですけども、今回は県のほうがやるということなんです。防災のほうもやっぱり入っているものですからね。このあたりについて、県、市の教育委員会との防災のほうとの連携について、もっとやっぱり取り組んでいただかないかぬと思うんですけども、その点についてどう考えられますか。

○岡田危機管理防災課長 避難場所として熊本市が指定いたしております西高の夜間照明の対応につきましてですけども、施設管理者であります教育委員会のほうに確認をいたしましたところ、西高については、立地環境から、他校と比べて夜間校内が暗いということで、防犯や生徒の安全確保の観点、さらには避難時の危険防止をも考慮して、今年度、照明の整備を行うというふうなことで聞いております。

○荒木章博委員 その照明をやるのは決まっているんだけど、また延びちゃったんですよ。また延びたんですよ、今言うたようにですね。ですから、そういったところも、やっぱり真剣、何といひかな、防災というのはい

つ起きるかわからぬわけですからね。そういったところをぜひ指導を、教育委員会にも指導を防災の観点からやっぱりしていただきたい。ただ学校の中につけるという感覚だけでは僕はいかぬと思うんですよ。そういうところをお願いします。要望です。

以上です。

○高野洋介委員 1点だけ。九州防災拠点構想、これは県で多分いろいろと動かれているんですけども、ほかの九州各県の——この熊本県が動いている、反応とか、それに対しての他県からの連携の打診とか、そういうのはあっているんですか。

○岡田危機管理防災課長 九州の防災拠点構想を1月に策定しまして、直ちに九州各県にも、熊本県としてはこういった構想を取りまとめましたということで、九州各県にもお届けをいたしております。

反応という意味では、特に御意見等、直接的に私どものほうに寄せられているというのはございませんが、説明の中でも申し上げましたように、昨年12月に南海トラフを想定した訓練を実施いたしました際には、九州全体の応援協定の中では、九州知事会の会長県であります大分県が支援本部の本部長を務める予定になっております。大分県が被災した場合は、副会長の鹿児島県が担当することになるんですが、南海トラフを想定した場合、大分県も鹿児島県も被災をしてしまうということで、その段階まで想定した場合には、熊本県、私どものほうがお引き受けをして支援代行を行ってまいります。

現地対策本部をどこに置くかという件については、九州各県ともいろんな考え方がございまして、一つは、災害の場合、被害が一番大きな地域により近いところに現地対策本部を置くというふうな考え方がございますので、例えば宮崎県ですとか大分県も、ぜひ自

分たちのところが大きな被害を受けるという想定になっているので、当然自分のところに来るのではないかというふうな期待をしておりますし、国の出先機関が集積しているという点では福岡県も、当然自分のところというふうなことも考えておるとおられますので、今のところ、私どもの構想を踏まえて、九州全体でもろ手を挙げてこの方向でいこうというふうな声は、九州各県からはいただいております。

○高野洋介委員 だと思えます。そういううわさを聞いておりますし、で、ここで大事なものは、多分それぞれのケース・バイ・ケースによって状況が変わって、拠点が変わると思うんですよ。確かに、南海トラフに関しては熊本県は有利なんでしょうけれども、ほかの災害があったときには、また違う県が拠点になると思うので、そこは、この構想云々じゃなくて、やっぱり九州は一つとして、私は、そこで知事会か何かでいろいろケース・バイ・ケースを想定しながら、訓練なり会議なりをしながら、議論を深めていきながらやっていくのが私はベストだと思いますし、それを踏まえて、国に対しての要望をどんどん私はしていくべきだと思っておりますので、そういう動きを今後したほうがいいと思いますので、ぜひ御検討のほうをお願いいたします。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○内野幸喜委員 世界遺産について、先ほど説明がありましたけれども、大体推薦から決定まで最短2年と。熊本県がかかわるこの2件について、ぜひ決定してもらいたいと思うんですけども、ユネスコのほうで、今世界遺産が1,000件を超えて、よく言われているのが、大体1,000件ぐらいが適正数じゃないかという話があって、これからその辺がどう

なるのか。今ちょうど世界遺産ブームで、日本はどんどんどんどん推薦を出して決定してくれということになっていきますけれども、その点はどうですかね。見通し。

○本田文化・世界遺産推進室長 確かに、今年度で1,000件を突破したということはございましたが、それで来年度制限するというような話もあっておりませんし、枠としまして、例えば2年に1回するとか、3年に1回するとか、その辺の話も検討があっているというのは聞いておりませんので、1,000でもうこれで打ちどめということはないと思います。ただ、どうしても先行して本当に世界的にも、もともと有名だったもの、そういうものはかなり登録が終わっておりますので、年々調査がやっぱりシビアに見るとか、そういうことは出てきているのかなと思います。

また、もう1点、一昨年まで、富士山が推薦をされたときまでは、各国1年に2件ずつ推薦が可能でした。富士山が推薦になったときにですね。それが、その次、平成25年度からが年に各国1件ということで、そこで一旦数が絞られているということがございます。

○荒木章博委員 世界遺産は、ごらんのとおり、ユネスコの宣言、一番トップから、今回また長崎を含めた2番目、そして次に阿蘇ですね。見込みとしては、大体何年ぐらいまでに次のぐらいい入ってきますか。

○本田文化・世界遺産推進室長 阿蘇がいつ暫定リストに入るかということでのお尋ねだったかと思うんですけど、これが例えば文化財の指定とかいうことでしたら、何か準備を整えて申請するというところで実現するというのがございますが、これが例えば申請の手続とかその辺を国が全く示さずに、国がもうそろそろ、例えば暫定リストがかなり減ったなというときに、国が、まあ恣意的にと言うと

おかしいですけれども、そのときに国の考えだけで入れていく、そういう形が今とられているところなんです。

ですから、非常に目標年次というのが示しにくうございまして、ただ、今暫定リストが10件ございますが、これがやっぱり前回追加になったときは、あと残り3件とか、そういう形になったときに追加をしておりますので、年に1件ずつ減っていくということにすると、もう少し時間がかかるかなと考えております。

○荒木章博委員 最後に要望ですけれども、熊本にはいろんな歴史文化的なものもたくさんあると思います。そういったものも、次の段階の準備として、まあ1つのものが1年、2年でできる問題じゃないんですけども、そういうのも組み立てながら、今後世界遺産を一つ一つ確実に——大変なことだと、室長、思いますけれども、今後引き続き、そういう次、次に続くものをやっぱり出していきたいなと要望しておきます。

以上です。

○岩下栄一委員 世界遺産についての要望でございすけれども、阿蘇ですけれども、阿蘇は文化遺産でもなければ産業遺産でもない、複合遺産という位置づけのほうが妥当だと思うんですね。文化と産業が一体になっている土地。

その中で、この14ページの中に、構成資産として阿蘇神社、建造物、国指定とありますけれども、私は、阿蘇神社をめぐるいろんな祭事、おんだ祭りとか火振り神事とか、いろいろ文化と農民の生活と非常に密着した阿蘇のお祭りがたくさんございます。そういうふうなものは文化遺産ですね。それから、大火山は自然遺産、これを合わせると複合遺産としての評価ができると思うんですね。そのあたりでいろいろ構想を構築してほしいなと

いうふうに思いますけれども、檜木野さんが阿蘇出身でありまして、檜木野さんあたりが気合い入れてひとつ……（発言する者あり）

○田代国広委員長 要望ですか。

○岩下栄一委員 要望です。檜木野さん、何か言うてもよかですよ。

○檜木野理事 私も、先般まで阿蘇の地域振興局長もしていましたし、この点については今後とも力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田代国広委員長 なければ、これで報告に係る質疑を終了します。

次に、その他で何かありませんか。

○荒木章博委員 2つだけ、ちょっと要望も兼ねて。

この前、日韓のコンサート、あれはたしか空港事務所か何かでやられたんですか。ああいうのも、実際せっかくやるなら——吉田さん、行ったんですかね。ああいうのも、やっぱり委員ぐらいには、空港の活性化ですから、やっぱり案内をすとか、お知らせをすとかぐらいはやってほしいなと思うんですけれども、どうですか。

○吉田交通政策課長 コンサートではなく、ダンスフェスティバル……

○荒木章博委員 ダンスフェスティバル。

○吉田交通政策課長 あちらにつきましては、阿蘇くまもと空港振興協議会の皆様と、あとくまもと21の会の皆様が主催ということで、私は来賓ということで呼びいただきまして、やらせていただきました。非常に民間中心にやっていただいて、小学校の子供た

ち、日韓、タイの子供たちを21の会の方々が呼びをして、ダンスフェスティバルということで交流していただくというイベントでございました。

そういうことで、我々が主催者ではございませんでしたが、今後、しっかりそういったイベントについて、議員の皆様にも周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、申しわけございませんでした。

○荒木章博委員 あれは補助金も何も出してなくて、その人たちがやっている。

○吉田交通政策課長 県から直接お金は出しておりません。

○荒木章博委員 空港事務所が出しているんですね、一部。

○吉田交通政策課長 振興協議会の部分では多少は出しておりますけれども、ほとんどが21の会のほうで協賛金を集められてやっております。

○荒木章博委員 もう1点。いろんな人たちから話があるんですけども、安倍総理大臣は、ずっと日程が——まあ、あんなに何分後に、15分置きにやる必要はないんですけども、知事の日程ですよ。あれあたりも、できる範囲内ならば——指摘が私に何人かあったんですけども、どんな人たちが来客で来ているのかなという話もあったものですか。

それは知事のプライベート、プライベートはないわけですから、きょうも5件、来客対応、来客対応、来客対応だけど、20分ずつあっても100分ですよ。知事の公務ですから。そういうところは、どうですか、秘書課長、発表を——それは今言えぬでしょうけれども、ある程度来客対応で入れられる部分にお

いては、どんなものですかね。やっぱり県民は、来客対応って書いてあるものだから、それできょうも5件あるんですよ。割く時間は1時間ですよ、この忙しいのに。だから、よっぽどのお客さんたちだろうというふうに思うんですけども、こういうのはやっぱり公表できないんですかね。

○大村秘書課長 秘書課長でございます。

知事の日程につきましては、やっぱり透明性というか、県民に説明、しっかりお知らせするということで、極力出すようにしております。ただ、来客につきましては、ケース・バイ・ケースで対応しているところでありまして、あれは各課の考えというものもあるものですから、今のところ来客という表現の仕方にしておるところでございます。

基本的には今の形でというのを考えておりますが、ちょっとこの場で、済みません、お答えしづらい部分はあるんですが、いろいろ日程の情報提供等について、また見直し等を考えていく際には、また一つのお話として現段階では承っておければというふうに思っております。

○荒木章博委員 知事は、公的な人で、公的な場所で、知事室で会われるというわけですから、私は、来客対応、来客対応、来客対応、来客対応、来客対応、きょうは5つも書いてあるけん、もう書かんならよかったですよ、ほんなこつなら。どうせ見せぬなら、どうせ公表せぬなら、黙っとくとよかったですよ、書かんで。何も書かんでおくとよか。それだけ来客対応というのは、20分も100分も知事はその時間を割けられるならば、やっぱりこれは書くべきです、熊日の記事が長くなっても。みんな県民はそう思っていますよ。余りにも最近来客対応が多いから。

そういった中で、やっぱり会議とかなんとかは書かれないでしょうから、来客対応につ

いてあるならば——だから、知事の今時間が忙しいわけですよ。いろんな人に会えないんですよ、役所の中でも。報告とか。そういうのは要望しておきます。

以上です。

○西聖一委員 兵庫県議会議員の方から発生して、また政務活動費の問題とか、いろいろ全国的な動きになっているようですが、私たちの熊本県議会は、議員を中心に、しっかり領収書も添付するとかいう取り組みもしているところですが、どうですか、議会サイド事務局のほうでは、いろいろ事務方の連絡調整とかあっているんじゃないかと思うし、いろんな視察、問い合わせもあっているんじゃないかと思いますが、その中で、何か私たちに教えていただくとか、何かそういう動きがあればちょっとお聞きしたいなと思ったんですけども。

○後藤議会事務局次長 政務活動費につきましては、おっしゃるように、新聞等で兵庫県議会の議員の方が問題になりまして、それ以後、マスコミ各社から、特にまた内容の確認とか、いろんな形で来ております。

今のところ、熊本県については、ほとんど課題になるような点は言っておられませんので、ある程度今まで政務活動費については厳しく、厳しくと言うと失礼ですけども、内容をかなりお願いして詳しく書いていただくようにしておりますので、そういう意味ではある程度対応はできているかと思えます。微妙な問題もありますので、そういうところについてはできるだけ研究して、県民の皆様には公開して、問題がないように対応していきたいと思えます。

今後また情報を集めて、そのたびに先生方にも御説明させていただきたいと思えます。

以上です。

○荒木章博委員 1つだけちょっと。財政について、県民に支払いとか、そういうのは積極的にやっていってこそということで、事故繰りとか繰り越しとか、内野先生もこの前質問されたりした。この前、6月委員会だったですかね。これから大体約2カ月ちょっとたっていますけれども、今の状況はどうですか。実際言うて、順調に。この前、財政課長が、各課に全部連絡しながら積極的に——あれは300億だったですか、繰り越しがあったのは、300何十億ぐらいあったでしょう。それについて、どういうふうに今号令をかけられて、どうなっているのか、ちょっとお聞かせを。大事なことなので。

○福島財政課長 財政課でございます。

公共事業等の契約率のお尋ねかと思えます。6月議会でも御質問いただいておまして、繰り越しの額とか、そういったものを報告したところでございます。

今般、6月末の段階で契約率を出しまして、このたび総務省のほうでも、都道府県別に、これは県ごとあるいは市町村分の合計ごとで公表もなされたところでございます。

本県の数字をちょっと申し上げさせていただけますと、いわゆる経済対策の関係と、あと繰り越し分あるいは当初予算分を含めたところ、前回も分けて御説明いたしました。

まず、経済対策の関係につきましては、今のところ契約率は21.8%ということで、6月末の段階の数字でございます。それから、ほかの繰り越しの関係、さらには当初予算の関係も合わせたところでいきますと、30.5%という結果でございます。

国の要請が、この30.5%に対応するものが40%以上でございましたので、それにはちょっと達しておりませんが、例年と比べた契約率からいけば今年度は高くなっておりますので、そういった意味では経済効果等については一定の効果が出ているものと思っております。

おります。

ただ、今後が非常に大事になってまいります。このたび8月4日付で、改めて財政課のほうから、こういう状況でありますので、9月に向けてまた頑張ってもらいたいということで周知をいたしております。

なお、今のところ、特に事業の中心となります土木部、農林水産部あたりの今後の見通しを踏まえますと、9月末で、国の要請が全体では6割以上という目標があつておりますけれども、それについては今のところ達成できるのではないかなというふうに財政課としては考えております。見通しを立てております。

○荒木章博委員 やっぱ大事なことなんですよね。いかにやっぱお金を全体的に回していくか、経済浮揚をやっていくかと、これはやっぱ財政課あたりの管轄で全庁に投げただかかないと、特に土木あたりの——大変ではあると思うんですけどもね。こういった金で事故繰り、繰り越し、それには応分なやっぱ対応をしていく、そういうやっぱお金を動かしていく、こういう発信を——今も取り組むということで、見込みもあるということですけども、またそれに輪をかけて努力をしていただきたいと、かように思っております。

以上です。終わります。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情・要望書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時37分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
総務常任委員会委員長